

関係各位

堺市 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課長
長寿社会部 介護保険課長

災害発生時における要介護者等への対応基準の制定について（通知）

日頃より、本市介護保険制度の実施にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

標記の件について、避難情報・警戒レベル3（高齢者等避難）以上を本市が発令した際の定員超過利用及び介護報酬の取扱いについて、下記を主な内容とした「災害発生時における要介護者等への対応基準」を別紙1のとおり制定しましたので通知いたします。

記

1 制定日（基準適用開始日）

令和5年7月14日

2 取扱基準の概要

避難情報・警戒レベル3（高齢者等避難）以上を本市が発令したときから、当該避難情報の解除時以降相当期間（相当期間とは、要介護又は要支援の認定を受けた者（以下「要介護者等」という。）の状態や在宅の状況に鑑みて、当該要介護者等が避難を継続する必要がある期間をいい、30日間を限度とする。）が経過するまでの間について、定員を超過して受け入れることが可能とする。

3 対象者

要介護者等のうち、避難行動要支援者で短期入所生活（療養）介護事業所を避難場所として個別避難計画に位置付けている方

4 堺市への報告

本取扱いによる受入れを行った場合は別紙2の受入状況に係る報告書を堺市介護保険課までご提出ください。

5 その他

本市地域に災害救助法の適用がある場合は、国から事務連絡等が発出されるため、その運用によります。

以上

【問合せ先】

（個別避難計画等の避難者支援について）

堺市 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課 調整係

TEL：072-228-0375 FAX：072-228-7853

（本基準の制定及び報告書の提出について）

堺市 健康福祉局 長寿社会部 介護保険課 調整係

TEL：072-228-7513 FAX：072-228-7853